

徳島県選挙管理委員会告示第六十四号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和七年七月十二日から施行する。

令和七年七月二十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

三の表5の項中「美馬市脇町字小屋672番2」を「美馬市脇町字小屋750番2」に改める。